



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全  
国センター  
発行責任者：秋山 正臣  
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
平和と労働センター・全労連会館6階  
Tel (03) 5842 - 5601  
年額1,500円  
(送料込、会員は  
会費に含む)



## 「このままでは学校がもたない」「学校にゆとりと希望を」 中教審「質の高い教師の確保特別部会審議まとめ」の問題点と今後の取り組み

全日本教職員組合中央執行委員 赤枝 康広

### 具体的方策なし—中教審「審議まとめ」

2023年6月26日にスタートした中央教育審議会「質の高い教師の確保特別部会」は、13回の審議を重ね、2024年5月13日に「審議まとめ」(以下、まとめ)を盛山正仁文部科学大臣に提出しました。まとめの内容と問題点を章立ての順に指摘します。

#### 一層の教員不足に

「学校における働き方改革の実効性の向上等」では、「教育委員会における取組状況の『見える化』とPDCAサイクルの構築」として、各教育委員会に働き方改革のPDCAサイクルの目標設定や、現場では校長等の管理職による業務のマネジメントの重要性を述べていますが、具体的方策はありません。現場では管理職による「時短ハラスメント」が多くあり、この問題が深刻化するおそれがあります。

「教職員定数の改善と教職員配置の在り方等」では、義務標準法の「乗ずる数」の引き上げについて、「国が教員定数の活用目的を限定しない基礎定数の増加となるため、必ずしも増加した教員定数が持ち授業時数の減少のために用いられない可能性がある」として、基礎定数増加ではなく、加配による増加に留めています。これはすべての学校に加配が配置されるわけではなく、目的も限定され単年度の加配で、臨時、非常勤講師の配置となり、いっそうの教員不足につながりかねません。

教師の持ち授業時数が小学校に負担が多いことから、中学年からの教科担任制の推進が打ち出されました。また、新卒1年目の教師は学級担任でなく教科担任とすることや、急増する不登校児童生徒について中学校で不登校出現率が高いため、全中学校に生徒指導担当教師を配置するなどの案が出されています。それぞれ重要な視点ですが、教員一人ひとりの負担軽減を図るためには、すべての学校に教員を増やす基礎定数の増加こそが現場の願いです。



新宿駅東口の宣伝行動

### 時間外勤務手当は教育現場になじまない

「教師の処遇改善」では、時間外勤務手当を支給すべきとの指摘について、「教師の職務の特殊性を踏まえると、通常的时间外勤務命令に基づく勤務や労働管理は困難であり、教師の勤務は、正規の勤務時間の内外を問わず包括的に評価する教育調整額を本給相当として支給するという仕組みは、現在においても合理性を有している」として、時間外勤務手当制度は教育現場になじまないと断じました。その上で、本給としての教職調整額を10%以上とするしましたが、それだけでは、「定額働かせ放題」と揶揄されている過労死ラインを超える長時間過密労働は削減されるどころか、「調整額を増やしたのだから時間外勤務は仕方ない」と、これまでの働き方改革に背を向ける結果になりかねません。

(2面へ続く)

<b>〈今月号の記事〉</b>	
あんしん財団最高裁弁論	2面
97回産業衛生学会	3面
各地・各団体のとりくみ 東京/東海/宮城	
山口/徳島/埼玉/千葉	4~6面
防衛大いじめ人権侵害裁判/私の一冊	7面
公務のあり方と公共の再生を考えるシンポ	8面

また、義務教育等教員特別手当は職務の負担に応じた支給方法に見直すこととし学級担任について手当額を増額する必要があるとし、審議会委員からは担任手当についても、担任が抱え込みすぎない体制や仕組みを構築することが大切で、手当を出すことでチームワークが崩れることにつながらないかの懸念が出されました。

また、さまざまな課題があり、すべての県で導入されているわけではない、「主幹教諭（導入率約84%）」「指導教諭（導入率約37%）」に加えて、「一定の校務分掌の中核となる教師に適切な処遇を確保するとして、教諭（2級）と主幹教諭（特2級）の間に給料表上新たな級を創設する必要がある」として、学校現場に「新たな職」を持ち込むことが打ち出されました。「メリハリある給与制度が必要」と、能力・実績主義にもとづく上意下達な指示命令システムによる新たな管理強化や職場の分断を持ち込もうとしています。

まとめの内容は、2023年5月16日に自民党特命委員会の「令和の教育人材確保プラン（提言）」に沿う形で出されており、提言ありきのまとめとなっています。2024年5月23日に特命委員会は「令和の教育人材確保に向けた緊急決議」でも、まとめの内容を推し進めることを提言しています。

一方、2024年5月21日に財政制度等審議会（財政審）が「我が国の財政運営の進むべき方向」（建議）の「教員の処遇の見直し」の項目で、「教職調整額の引き上げについて、他の行政職と比較し優遇されているとして適当でない」「メリハリある給与

制度の導入」の建議を出しました。これでは、抜本的改善を求める私たちの声を排除し、小手先の「改革」に留めることにしかありません。

## 教員の長時間労働に高い関心が

全教は6月1～9日の間をとりくみ強化ゾーンとして全国一斉統一行動を提起しました。初日は全国で12か所「#せんせいふやそう」「#このままでは学校がもたない」「#学校にゆとりと希望を」と駅前などで街ゆく人に宣伝を行いました。「先生って残業代出ないの?」「知人が教員をしていたが、年間3日しか休みを取らず、若年退職した。関心がある」との問いかけがあったり、チラシの受け取りも「特別支援学校の生徒と保護者が一緒になってチラシを配ったら多くの人を受け取ってくれた」「1000枚用意したチラシとティッシュが全て配りきれた」など、良い反応だったという報告が届いています。

教員の長時間労働や「教員不足」の問題について関心が高いことが伺えます。またSNSデモを行い、6月1日で5000を超える投稿があり、トレンド入りも果たしました。

現在、パブリックコメントが実施されています。教職員だけでなく、保護者や地域のみなさんと一緒に、このままでは学校がもたないどころか、もっと悪くなるとの声を寄せることが重要なカギとなります。長時間労働の解消、教職員の大幅増、残業をすればその対価として支払われるべき残業代の支給の仕組みをつくり、長時間労働に法的歯止めをかけることが私たちの願いです。

## 労災受給権を守れ！ あんしん財団は労働者いじめをやめろ！

### 労災認定に対して事業主は不服申し立てできない

### ●最高裁弁論●

中小企業向けにケガの補償や福利厚生を行う「特定保険業」等を行っている「あんしん財団」ではいくつもの係争が続いています。その中の一つである労働者を国が労災と認定した際、事業主に不服を申し立てる権利があるかが争われている訴訟の上告審弁論が6月10日に行われました。弁論が行われたことで労災保険給付支給処分に対して事業主の原告適格性を認めた高裁判決が覆される可能性が出てきました。

当日は上告人の国（労働基準監督署長）側とあんしん財団側の双方から主張がなされました。財団側は、労災の審理にあたり元職員2人が虚偽の事実を申告したことで国が誤った判断をして、労災保険料の等の損害を受けたと主張。国側は、高裁判決は「原告適格」について定める行政事件訴訟法の解釈適用

を誤っており、「適格性はない」と主張しました。

弁論後は、東京管理職ユニオンあんしん財団分会の

呼びかけで報告集会が行われました。弁護士からの報告後、職種転換や遠隔地転勤などを強要され、精神疾患で休職となった当事者からの訴えがありました。過労死を考える家族の会の寺西笑子代表は、会員から認定をとるまでの苦勞と安心して療養できるようにと裁判所に身上書を提出したことを報告し「しっかりと勝ち切ろう」と激励しました。（編集部）



# 人口減少・少子高齢化、人材・働き手不足は地域維持の死活問題

## 第97回産業衛生学会・広島

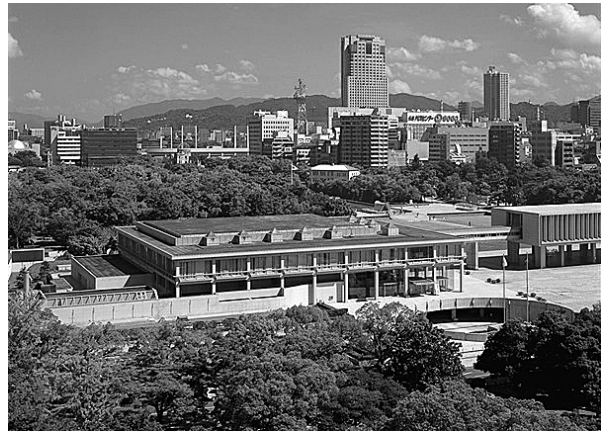
第97回産業衛生学会が、広島市国際会議場と中国新聞ビルで6月22日～25日に開催されました。メインテーマは「変革期における産業保健のアイデンティティ～サイエンスに基づく組織と労働者の両立支援～」でした

学会全体では、2つのメインシンポジウム、10の教育講演、27のシンポジウムなど多彩なプログラムがありました。基調講演として「精神障害と労災補償-新基準の要点と産業保健職の関りに関する考察」（廣尚典医師・厚生労働省）が行われたことが特徴的でした。また、「産業医・産業保健と『生きた法』～政策と事件から得られる実務への示唆～」と題して三柴丈典近畿大学教授が特別講演を行いました。

### 認定基準と労基法研究会への対応

廣氏の講演では、精神障害の労災認定基準の改定ポイントを解説され、労災認定の公平性において産業医の役割は大きいとし、発症時期の判断など困難なことが多いと指摘しました。また、申請数が増加している原因についてもストレスの増大とともに、制度が浸透してきたこと、個人のストレスの脆弱性の変化などをあげ、産業医として基準改訂への議論に参加してもよいのではないかと発言しました。

三柴氏は法学者の立場から最近の海外の産業医制度等や日本の産業医に関わる裁判事例を紹介しました。そして、厚労省では労働基準法などの研究会がもたれ、「一律的な労働時間規制は修正を迫られている」状況のもとでの経営のあり方、健康対策が検討されることになることと提起しました。



会場の国際会議場（隣が原爆資料館）

### 予防可能な疾患リスク=禁煙

多くのプログラムの中で印象に残ったものは「慢性閉塞性肺疾患（COPD）の予防と働く世代の禁煙」でした。東北大学の環境・安全推進センターの黒澤一教授が次年度企画運営委員長講演として行ったものです。COPDの典型的発症は退職後に多いのですが、在職中からすでに呼吸器機能が徐々に低下し、喫煙者には高率で発生し、肺がんや他の合併症・併存症も高率にみられます。

副流煙の影響も大きく、働く世代での喫煙を放置しておくことは重大な影響を招くと指摘されました。加熱式タバコについても直接に間接にCOPDに影響している証拠が出始めているとも報告がありました。働く世代の禁煙を職場で推進する意義の理解をもう一步深めていくことが必要になっています。

（全国センター 岡村 やよい）

### ●建物の改修解体によるアスベスト被害をなくす学習会●

（主催：同連絡会準備会）

日時：7月22日(月) 14:00～16:30

会場：衆議院第2議員会館第1会議室

内容（予定）

1. 現在の問題点・課題
2. 現場からの訴え
3. 補助金制度の必要性和課題
4. 国の財政について
5. 質疑・会場発言
6. 行動提起

連絡先：全国じん肺弁護団事務局

TEL：03-3357-0286

### ●第8回北陸セミナー●

テーマ：長時間労働、労働者の働き方を考える

日時：7月13日(土)13:30～16:00

講師 海道宏美 弁護士（過労死弁護団幹事・福井弁護士会所属）

講演テーマ：「北陸3県の長時間労働・パワハラ労災認定事例-労働組合に期待すること」

会場：地場産業振興センター第7研修室

連絡先：いの健石川センター

\*リモート参加あり。下記まで連絡を

TEL：076-231-3199

e-mail：ishiroren-1@bird.ocn.ne.jp

## 各地・各団体のとりくみ

東京

### 創立20周年記念

第10回安全衛生学校

6月8日に行った安全衛生学校は東京センター創立20周年の年の開催であり、埴田和史全国センター理事長に記念講演をお願いしようと準備してきました。



当日の埴田理事長の講演のタイトルは「全ての職場・全ての働く人たちに安全・安心を 生きること働くことの意味を考える」でした。

まずは家族そろって20余年前に1年間過ごした過労死のない国、スウェーデンでの働き方、生き方などに触れる話が約1時間語られ、日本との違いや格差の大きさに強い印象を参加者に与えました。

そして働く者の命と健康にかかわる豊富な資料を紐解き、憲法の核心にも触れ、最後に「我々の課題」として「人づくり、人を育てる活動」として市民レベルの「いの健活動」「安全第一を社会のルールに」など3点を挙げ、今後の取り組みの展望を指し示した講演でした。

その後、二つの職場からの報告がありました。その一つは教職員の中での安全衛生活動の地道な取り組みを都教組町田支部の渡辺さんからの報告がされた。労働安全の運動を始めた経過は「教職員の病休の原因は精神疾患が多い」との問題意識からでした。「労安法ってなあに」から始まって学習会の参加、組合の議題とする、市教育委員会への繰り返しの要請行動、そうした中から「町田市学校安全衛生推進会議」を発足させるなどの経過が報告されました。今日まで「したたかにしなやかに運動を続ける」をモットーに取り組みを持続させている貴重な取り組みの報告でした。

次は本年4月からの「働き方改革」の対象職場である「運輸」職場から建交労都本部の遠藤さんからの報告でした。まずはトラック労働者をめぐる情報を多面的角度から報告し、その実態の象徴は「過労死」の職種別では運輸業がダントツであること、現在物流の9割がトラック運送であること、長時間労働、規制緩和による過当競争など豊富な資料に基づく報告でした。4月1日からの「働き方改革」は現状の問題点を解決する方向にはなっていないことが報告されました。

(東京センター 色部 祐)

東海

### 「過労死と労働法制」を学ぶ

東海セミナー

3年ぶりの開催となった「健康で働くための東海セミナー」は5月23日、三重県でZoomを使用して行われました。参加者は全体で約30人でした。

基調報告はみえ市民法律事務所の村田優介弁護士に「過労死と労働法制」というタイトルでお願いしました(写真)。村田弁護士は日本における過労死の歴史から現代の法制度の整備を含めわかりやすく解説。日本の法整備の進み方は大変遅く、欧米と比べると約20年遅れているという指摘がありました。

また、法制度の改定や労働環境の改善には政治の力も欠かせないため、積極的に政治参加することが求められているとも語っています。

後半は「チェーン店の長時間労働」(みえ)、「自治体職場における『こころの健康』を取り戻すために」(愛知)、「障害のある青年労働者の自死事件」(静岡)、「岐阜県立高校教諭自死事件」(岐阜)、「鈴鹿農協のパワハラ事件」(みえ)、トヨタ社員過労自死認定・損害賠償請求裁判(愛知)が報告されました。

岐阜県立高校教諭自死事件では、出勤後に実習室で縊死していた教諭の死について職員も家族もほとんど何も知らされずにいたところ、教組が遺族、弁護士を交えて対策会議を開催。「第三者機関の調査」を強く要請し、労災申請につながりました。また、「チェーン店の長時間労働」でも、労働組合が大きな力を発揮し多額の和解金を得ての解決となりました。



「自治体職場における『こころの健康』を取り戻すために」では、地方公務員の減員と「メンタルで休む職員」の相関関係が明確に反比例していることがデータとして示されました。

報告全体として、ハラスメント防止の運動をさらに強めていくこと、相談と組織化を通じて、働く環境改善を目指し続けること、労働者の権利を守り抜く努力を惜しまず取り組むことが呼びかけられました。

(愛知センターニュース「いのちと健康」より)

**各地・各団体のとりくみ**

**宮城**

**「パブリックコメント」への協力を  
第24回総会**

いの健宮城県センター総会が6月2日に行われ、22人が参加しました。前半はいの健センター顧問の笠原英樹医師による「大人の発達障害と日本の精神医療の現状」と題する講演が行われました(写真)。



講演では、クリニックを受診する患者さんの傾向をもとに「大人の発達障害」のタイプとまわりの対応の仕方について具体的にお話いただきました。また日本の精神医療に関しては、各国の精神疾患患者の平均入院日数と比べて入院日数が「異常に長い」ことや「精神科病院が旧態依然の裸電球・畳の部屋の閉鎖病棟であること」などの問題点が指摘されました。

後半は総会が行われ、意見交流の中で福祉保育労から「認定こども園で理事長の横暴に対し22人で組合を立ち上げ、学習を繰り返しながら要求をまとめ理事長と話し合いを続けている」という報告がありました。また過労自死事案に関わっている弁護士から、県内の高校教諭の事案について詳しい経過や問題点についての報告がありました。宮城県教職員組合からは、この間出された中教審の「審議まとめ」が、教職員の実態や願いを全く反映していないものであるとして、今後行われる「パブリックコメント」への協力を求める訴えがありました。

(宮城センター 遠藤利美)

**山口**

**「人間らしい安全な労働を保障する職場と  
社会」を実現させよう 第27回定期総会**

6月2日、山口県労安センターは第27回定期総会・学習会を開催しました。

冒頭の理事長あいさつで田中礼司弁護士は「ハラスメント防止法の効果があまり出ていない。ILOの条約では人権侵害だと明確に規定し禁止を求めているが、日本は批准しておらず、法整備もされていない、前進させよう」と呼びかけました(写真)。



経過では、県内の労災や労働相談、労安アンケート・春闘アンケートの分析、労災認定やじん肺裁判、労働行政への申し入れ、最賃闘争、ジェンダー問題や教員の働き方などが報告されました。次いで、「生きるために働いて」いるのに働くことで命を落とすことが無くなるよう、「人間らしい安全な労働を保障する職場と社会」を実現させようと方針が提案され、討論では、長時間労働・勤務強化・人手不足の実態や、じん肺キャラバンの取り組みなどが紹介され、運動方針・会計・予算・役員案が承認されました。

学習会では、「これからの労働安全衛生活動」と題して、いの健京都センターの岩橋祐治事務局長が講演し、「労安法」は労働者の利益を守る労働組合の存在を前提にした法律であり、その責務を「事業者」に果たさせる役割が労働組合にあると呼びかけました。(山口センター 船岩 充)

**徳島**

**学習・要請行動などに取り組む  
第9回総会**

いのけん徳島センターは5月17日、第9回総会をオンラインで開催しました。

堀金博理事長は「日弁連では労災事案を災害対策委員会が行っているが、災害のレベルに応じた補償など、日弁連にはない視点と存在意義がいのけんセンターにはあるとニュースを見て思います」と挨拶しました。活動・情勢報告では、今年度は理事会で各団体の交流はできたが、センター独自のとりくみができなかったことをふまえ、2024年度は学習・要請行動などにとりくむことを提案、会計決算・予算もあわせて承認されました。

後半は「労働災害に遭わないために」の学習会を行いました。県医労連からは医療・介護現場で「ノーリフト」を取り入れたことの成果や課題について、徳島建労からは組合員の労災事故件数とアスベスト対策の報告、建交労からは、労災請求事案を例に、疾病ごとに認定基準があることや、「不調に気づいたらまず受診」「出来事・症状などはこまめに記録しておく」など報告されました。堀金理事長は「訴訟になると認定基準は尊重されるが、通達に拘束される絶対的なものではありません。」と説明がありました。職場での労働安全衛生活動は、労働条件整備とあわせて大切な活動の一環であることを確認することとなりました。

(徳島センター 井上玉紀)

## 各地・各団体のとりくみ

埼玉

### 働き先を変える時は、内部告発キャンペーンを 第25回総会

5月24日、第25回いの健埼玉センター総会をさいたま会館6A会議室で開催しました。

加盟団体17団体中9団体が参加、8団体が委任状、個人会員7人中3人が参加、委任状3人で、全体で13人の参加での総会となりました(写真)。

第1部の記念講演で、土谷良樹・医師ユニオン事務局長は「医師の働き方改革の経験と現状報告」をテーマに以下のような講演を行いました。

「医師の働き方改革で良かったことは勤務医の労務管理が雇用主の義務化されたことが成果。労働者であることを自覚した若い医師は、医師の働き方がおかしいことに気が付きますが、病院内では言えずに、X(旧 Twitter)でつぶやいているのが現状です。全体としては医師の働き方にほとんど変化はなく、違法な長時間労働が合法化されただけであり過労死が認定されなくなる恐れがあります。できることは何かというと、若い世代は働き先を変える為に内部告発キャンペーンをすることです。労基署に訴えて未払い残業代を受け取るようになれば問題化します。

医師の働き方を変えるには医師の増員が必要です。日本の医師は偏在していると言われています。確かに東よりも西に人口あたりの医師数が多いとい

う傾向はあっても、OECD水準に全ての都道府県が及びません。医師増員には医学部定員増が必要ですが、国は2023年



から段階的に減員すると言っています。コロナ感染で一時期見直されるかと思われましたが、今も減員の方針は変わっていません。ある自民党から議員に立候補する予定の医師は、『少子化になったのだから医師も減らせ』と言っているそうです。日本の医学部卒業生は世界一少ないので、医師は減り続けることになります。真の医師の働き方改革を行なうには、医師を増やすしかありません。

総会では、3つの団体から活動報告がありました。埼教組から「厳しい教育環境を改善させられるのは教職員組合」、埼高教から「埼玉の高校・障害児学校の現状と埼高教のとりくみ」、医療生協さいたまから「経済的事由による手遅れ死亡事例調査から見える困窮実態」の報告がありました。

提案された方針と予算、役員が承認されて成功裏に終了することができました。

(埼玉センター 南 利之)

千葉

### 労働局への要請は年2回 第26回総会

いの健千葉県センターは5月19日に第26回定期総会を開催しました。

議長は千葉勤医労の高橋和子さんをお願いし、参加団体数は8団体14人でした。総会ではこの1年間の取り組みのまとめを行い次年度の方針を確認しました。

千葉県センターの主な取り組みは、労働局に対する要請と交渉があります。春から夏にかけて行うアヤマ月間、秋から冬にかけて行うコスモス月間と年に2回が恒例になっています。2023年度は、アヤマ月間で労災問題について、コスモス月間で職場の安全衛生問題について交渉を行いました。

以前取り組んでいた役員学習会はコロナ禍で中断を余儀なくされていました。それに代わるものとして、県センター独自の取り組みとして労働安全衛生学校を開催しました。2023年度は2回開催しました。第1回は「労働安全衛生委員の仕事」、第2回

は「ストレスチェック制度の活用の仕方」という内容で開催しました。



左から高橋和子氏と丸山千葉県議会議員

団体報告は4団体か

ら寄せられ、当日は全教、勤医労、千葉労連から発言がありました。全教からは教員未配置の問題、勤医労からは労働安全衛生活動について、千葉労連からは最賃ビッグアクションの取り組み、について発言がありました。他に2人の個人会員から発言がありました。S市教育委員会過労自死裁判、大手ゼネコン下請け企業勤務の被災者から労災認定支援要請がありました。

総会は次年度活動方針とアピールを確認して閉会しました。

(千葉センター 本道 晋)

# 人権を第一にした司法を 今こそ、求める 防衛大いじめと人権侵害裁判 不当判決

5月15日に横浜地裁にて「防衛大いじめと人権侵害裁判（藤岡淳裁判長）」について原告の請求を棄却する不当判決が言い渡されました。

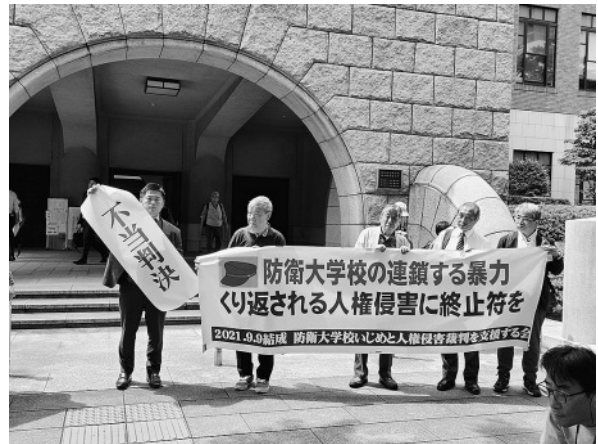
この裁判の原告は2013年に防衛大学校へ入学後、上級生から学生間指導に名を借りた理不尽な仕打ちや嫌がらせを3年にわたり受け続けた結果、適応障害やうつ病を発症し2017年に退校となり、その後は声が出せない状況になってしまい現在に至りません。

2019年に横浜地裁へ損害賠償裁判を提訴し、在学中に起きた数々のいじめが、不法行為として認められるか、またこれらを指導監督する教官の対応について指導監督義務違反が認められるかなど17回の審理を重ねました。

## 集団的かつ継続的ないじめの実態を認めず

判決は、上級生から原告に対して行われたいじめについて違法性を否定。また学生間指導の範囲を逸脱するものではないとされました。また教官が不適切な学生間指導を受けていることを認識しながら、上級生への指導を尽くさなかったことに対しても違法性は認められないとされました。

判決後弁護団は、「判決は1つ1つの出来事を分断して評価し、集団的かつ継続的に受けてきたいじめの実態について、十分な想像力を働かせていないものとなっている点で極めて不当である」と声明を



発表しました。原告と家族は今回の判決を不服として東京高裁へ上告しました。

防衛大学校の学生間指導は、理不尽な仕打ちや嫌がらせを受けた下級生が上級生になると今度は自分が受けた仕打ちを下級生に対し繰り返すスパイラルが続いています。幅広い個人団体で構成される「防衛大学校いじめと人権侵害裁判を支援する会」では今後東京高裁に向けた原告の支援運動や社会へ向けた発信など計画する予定です。ご支援をよろしくお願いいたします。

そして何よりこれ以上のいじめやハラスメントの被害者を出さないためにも、国民の人権を第一にした公正な司法こそ、今社会に求められていると思います。  
(神奈川センター 岡 琢也)

## 私の一冊 ④① 全国センター 宮沢さかえ

私がさまざまな情報を得るのは、Facebookが1番です。特に、全国センターの季刊誌『働くもののいのちと健康』の本の紹介のネタ探しに重宝しています。でも、うっかり(?) 私の目に留まってしまった知人にとっては「しまった」ことかもしれません。

『低賃金』は著者の東海林 智さんの投稿で知り、早速「季刊誌で紹介します」とコメントしました。ですが、その前に「私の一冊」でご紹介することになりました。

東海林さんをご存知の方は多いと思いますが、新聞記者らしからぬ記者であり、新聞記者らしい記者でもあると思っています。記者である前に労働者であり、組合（新聞労連）活動もバリバリやる異色の記者でもあります。たしか、新聞労連委員長時代に全国センター広報委員を一緒にしていました。

## 『ルポ 低賃金』 東海林 智

本書は、東海林さんの非正規労働者取材の集大成ですが、もっともっと載せたかった方もいたようです。

章立てが「新自由主義の果てに」から始まり「アマゾン宅配労災」「六十一年ぶりのストライキ」など社会背景からの分類になっているのも東海林さんらしいと感じました。

出版社が地平社というのも注目です。地平社は24年1月に設立された地球と平和を考える出版社です。



# 国家公務員の増員と公務公共の再生を

公務の在り方と公共の再生を考えるシンポジウム～公務員減らして脅かされるいのち・暮らし～

国公労連は6月9日「公務の在り方と公共の再生を考えるシンポジウム～公務員減らして脅かされるいのち・暮らし～」を文京区の全国家電会館で開催しました。参加者は会場参加が55人、ウェブ視聴が約250人でした。

シンポジストとして東京新聞記者の望月衣塑子さん、元文部科学事務次官の前川喜平さん、和光大学名誉教授の竹信三恵子さん、上智大学教授の中野晃一さんに登壇いただきました。浅野龍一書記長がコーディネーターとなり、まずは各シンポジストに「新自由主義政策推進の下での公務の在り方の変質について」、「公共の再生に向けて何が必要か」という観点で発言を求めました。

## 権利を学ぶ機会を教育に

望月さんから、ジャーナリストとして能登半島地震での取材経験から、過去の災害と比較して復興が相当遅れている実態と災害対応が現地の行政や公務員まかせになっており能登半島の住民が疲弊している現状の報告を受けました。他方、石川県では地方公務員を志望し、むしろ能登半島で勤務して復興に携わりたいという青年も増えてきており、そういう現地の公務員を支援するためにも国家公務員を増員し、政府や国主導でまずは大枠な復興計画を立て、地方を支援しなければいけないとお話がありました。

前川さんから、国の政策決定にもかかわった経験から、公務はできるだけ市場に任せておけばいいという考えのもと政府からは各省庁一律に定員を減らすように圧力があつた経験を語るとともに、実際にどんどん公務員が減っていくことを実感していたが、反面、政務官や補佐官など政治任用のポストは増えていき、頭でっかちな組織になったことを明らかにしました。また、公共の再生には憲法で保障する国民の生存権や社会権などの権利を学ぶ機会をしっかり教育に入れていき、学習を充実させる必要性を述べました。

## 日本の将来をしっかりと考える人を育てよう

竹信さんから、非正規公務員の実態を取材や分析した立場から、正規の公務員が減少している中で、組織の定員にカウントされない非正規公務員が増えており、組織や上司に意見を言う非正規公務員は淘汰されるなど比較的弱い立場にいる非正規公務員は



シンポジストのみなさん。左から望月氏・前川氏・竹信氏・中野氏

声を上げたくても上げられない人が多くいることを明らかにしました。窓口業務や介護支援など住民が一番近い場所で公務を行うのは多くの場合非正規公務員であり、住民を巻き込んで実態を明らかにし、匿名でもいいので声をあげられる環境づくりが必要であると訴えました。

中野さんからは、政府の政策を学者として分析してきた経験から、教育は学校や社会で行わなければいけない。しかし、新自由主義的な政策により小さな政府を目指した結果、コロナ禍という未曾有の災害に対応できず必要な教育を真っ先に休校という形で停止してしまい短絡的に学習の機会が奪われたことは残念な出来事であり、公務を含む日本の将来をしっかりと考える人を育てるには教育の充実と学問の共同体を守らなければいけないとの見解を表しました。

その後のフロア発言では、国家公務の現場以外にも自治体や教育の現場などからも発言があり、なかでも現に非正規公務員として働いている参加者の発言にはシンポジストからも貴重な声が聞けたと共感がありました。

国民に良質な行政サービスを提供するために、新自由主義的政策から脱却し、国家公務員の増員と公務公共の再生にご理解ご協力をお願いします。なお、このシンポジウムはQRコードから視聴可能です。

(国公労連 丹羽秀徳)

